

岩沼市社会福祉施設等整備方針

1. 目的

この方針は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする岩沼市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（以下「本計画」という。）の推進にあたり、本市の障害福祉サービス等の安定的な提供体制を確保するための施設整備のあり方について、必要な指針を定めることを目的とする。

2. 整備基本方針

現在、本市や近隣市町においては、さまざまな障害福祉サービス事業所が立地しており、障害児者が日常生活や社会生活を送るうえで、選択の幅が広がっている状況にある。

しかしながら、医療的ケアや重度心身障害、強度行動障害（以下「医療的ケア等」という。）に対しては、提供体制が充足しているとは言い難く、本計画期間中においては、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、より専門性の高いサービス提供体制を構築していく必要がある。

また、障害児福祉サービスにおいては、重症心身障害児が利用する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、短期入所の提供体制を確保していく必要がある。

なお、岩沼市社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）に定める補助対象事業の要件については、以下の内容に合致する施設整備とする。

社会福祉施設の新規整備

緊急時の受入体制の確保や医療等の専門性を確保した地域生活支援拠点等の拡充、本計画で定める施設整備を促進するため、以下の機能を備えた施設の新規整備を行う。

- ①医療的ケア等を含めた緊急時の受入れ・対応が可能な短期入所
- ②医療的ケア等に対応した生活介護事業所
- ③医療的ケア等の受入れ可能な共同生活援助
- ④医療的ケア等に対応できる障害児通所支援事業所
- ⑤基幹相談支援センター
- ⑥児童発達支援センター

増改築又は修繕に関する整備

自力避難が困難な障害児者が利用する施設等の防災機能の強化や法改正に伴い必要な以下の整備を行う。

- ①防災対策上必要な改修工事又は設備の整備
- ②消防法令の改正に伴い新たに必要となる整備

施設老朽化対策に関する整備

施設の老朽度、建築後の経過年数等を勘案し、障害児者が利用する施設の安全・安心を確保するために既存施設の機能を維持するために必要な補修工事を行う。

その他市が必要と認める整備

上記のほか、本計画において利用者が見込まれる障害福祉サービス等であって、計画期間中に整備等が必要と認められる施設整備を行う。

3. 適用期間

本計画期間と同様、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

4. 整備主体等

整備主体

当該施設整備における整備主体は社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人等とするが、障害児者を取り巻く環境の変化や必要性、重要性等を総合的に勘案し、市が直接整備することも可能とする。

市の役割

当該施設整備における市の役割は、以下のとおりとする。

- ①事業者の国県補助申請に関する推薦等の事務に関すること。
- ②市要綱に基づく補助金の検討及び交付に関すること。
- ③その他市長が必要と認めるもの。

5. その他

市内外の社会福祉施設等の立地状況を勘案し、整備基本方針の見直しが必要と市長が判断する場合は、適用期間中に本方針を改定する場合がある。